



発行所 ☎730-0012
 広島市中区上八丁堀8番10号
 建設業労働災害防止協会広島支部
 TEL (082) 228-8250
 印刷所 広島市西区中広町3丁目11番8号
 有限会社 潮流社
 TEL (082) 232-5616

定価 55円 送料 63円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建設防災広島」の購読料が含まれています。 9月号

令和7年度

全国労働衛生週間

準備期間/令和7年9月1日~9月30日 本週間/令和7年10月1日~10月7日

スローガン 「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
 ストレスチェックで健康職場」

全国労働衛生週間は、昭和25年に初めて実施されて以来、今年で76回を迎え、労働衛生に関する意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進に欠かせないものであり、作業者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

近年、建設業における業務上疾病の被災者数は増加傾向にあり、その半数以上を災害性腰痛と熱中症が占めています。また、労災保険支給決定件数を見ますと、脳・心臓疾患や精神疾患の件数が後を絶たず、特に石綿関連疾患(中皮腫・肺がん)の件数は増加傾向にあるとともに全産業の3分の2を占める状況となっています。

さらに、建設業を取り巻く環境は、働き方改革の推進、建設従事者の高齢化の進展、担い手の確保・育成など、多様化する化学物質、AIをはじめとした新しい技術との共存など、様々な課題が山積する状況にあります。

国や国民を支える建設業が「憧れの産業」として、安定的に発展し、社会に貢献していくためには、安全文化をしっかりと承継し続けて行くことが何よりも大切です。建設工事に従事する全ての方々が健康で、安心して働くことのできる魅力ある職場環境づくりは極めて重要です。

当協会では、令和5年度から令和9年度を期間とする、第9次建設業労働災害防止5か年計画を策定しており、計画に掲げた目標達成に向け、化学物質取扱作業のリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置の実施、メンタルヘルス対策の推進、高年齢作業者の身体機能の低下によるリスク等を考慮した対策の推進、解体工事等における有資格者による事前調査等の石綿ばく露防止対策の徹底等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

全国労働衛生週間は、「心とからだの健康」と「快適な職場環境づくり」の重要性を再認識する良い機会となりますので、経営トップの明確な方針のもと、企業の実態に即した効果的な労働衛生管理活動を実践され、職場の労働衛生水準の向上に努められますようお願い申し上げます。

なお、9月4日は、「広島県民文化センター」において、広島県建設業労働災害防止大会を開催いたしますので、是非ご参加いただき、社内における情報の共有と安全衛生意識の醸成にご活用くださいますようお願い申し上げます。



目次

- 全国労働衛生週間「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
 ストレスチェックで健康職場」・・・1
- 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の
 主なポイントについて・・・2
- 無記名ストレスチェック(建設防方式)について・・・3
- ハラスメント対策・女性活躍推進の改正ポイントご案内・・・4
- 硫化水素中毒防止対策の徹底について(通達)・・・5
- 感電災害の防止(中国電力ネットワークちらしご紹介)・・・6
- 労働災害発生状況・・・7
- 今後の講習計画について・・・8

事業主・労働災害防止団体の皆さま

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

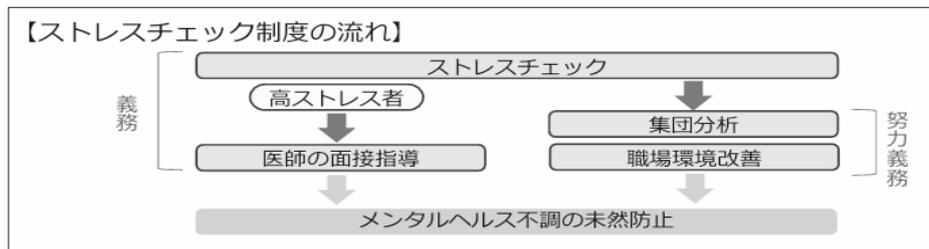
令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

① 個人事業者等の安全衛生対策の推進

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| (1) 注文者等の配慮 | R7. 5. 14施行 |
| (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 | R8. 4. 1施行 |
| (3) 業務上災害報告制度の創設 | R9. 1. 1施行 |
| (4) 個人事業者等自身への義務付け | R9. 4. 1施行 |
| (5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け | R9. 4. 1施行 |

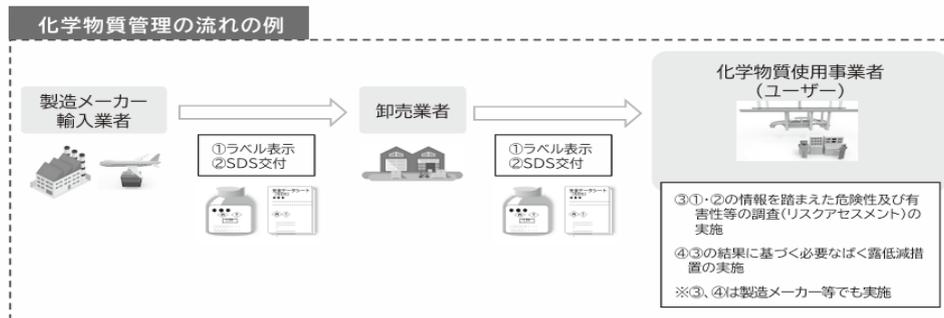
② 2職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行



③ 化学物質による健康障害防止対策等の推進

- (1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行



- | | |
|----------------------------|-------------|
| (2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知 | R8. 4. 1施行 |
| (3) 個人ばく露測定の精度担保 | R8. 10. 1施行 |

④ 機械等による労働災害防止の促進等

- | | |
|------------------------------|------------|
| (1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し | R8. 4. 1施行 |
| (2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化 | R8. 1. 1施行 |

⑤ 高齢労働者の労働災害防止の推進

R8. 4. 1施行

⑥ 治療と仕事の両立支援の推進

R8. 4. 1施行

改正安衛法等に係る特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



建設工事従事者の「安心」「安全」「快適」のために

建災防方式

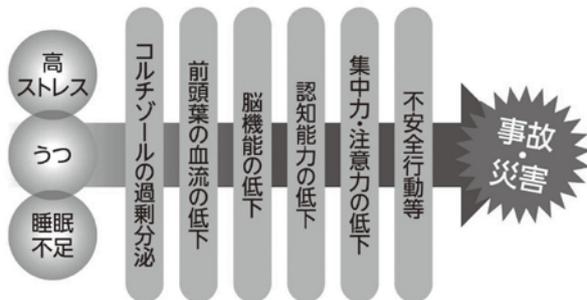
無記名ストレスチェック

を活用して職場環境改善に取り組みませんか？

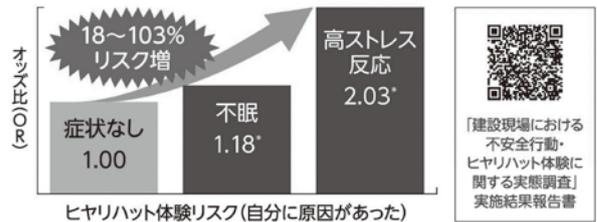
建設現場でのメンタルヘルス対策



不眠・疲労状態が続くと…



ヒヤリハット体験との関連 (N=14,266)



Note. * p < 0.05. オッズ比は、性別、年代、経験年数、職種を調整済み。
出典: 渡辺和広「平成30年度建設業におけるメンタルヘルス対策のあり方に関する検討委員会報告書」2019

建設事業者および作業所長等を対象

メンタルヘルス対策の **無料** 相談窓口を設置しています。



専用ダイヤル **03-3453-0974**

毎週月曜日 13:00～16:00 (祝日・年末年始を除きます。)

建設現場でメンタルヘルスや職場環境改善を進めるにあたっての悩み等、建設業メンタルヘルス対策アドバイザーがお答えします。



事業主の皆さまへ（全企業が対象です）

公布日：令和7年6月11日

ハラスメント対策・女性活躍推進 に関する改正ポイントのご案内

I：ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- **カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！**（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の**3つの要素をすべて満たすもの**です。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
 - ③労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

II：女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント

- 令和8年（2026年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、**令和18年（2036年）3月31日までに延長**されました。
- **従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務**となります。（施行日：令和8年4月1日）
- プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

情報公表の必須項目の拡大

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた**男女間賃金差異**について、**101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付け**ます。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

プラチナえるぼし認定の要件追加

- プラチナえるぼし認定の要件に、事業主が講じている**求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していること**を追加します。



都道府県労働局雇用環境・均等部（室） 令和7年6月作成

当支部のHPも是非ご覧ください
<https://www.jcosh-hiroshima.jp>

《 下水道管路等内作業における硫化水素中毒防止対策の徹底について 》
 — 広島労働局から通達がありました。通達の要旨は次のとおりです —

下水中や堆積した汚泥内で発生した硫化水素は、静置状態では内部に封じ込められ大気中には拡散しにくいですが、外部からかくはん等の衝撃を受けると一気に大気中に拡散されるため、作業開始時には硫化水素の濃度が低くても、作業中に濃度が急上昇する可能性がある。

事業者は、雨水が滞留し、又は滞留したことがある下水道管路等内のみならず、し尿・腐泥・汚水その他腐敗、又は分解しやすい物質を入れ、又は入れたことがある下水道管路等内においても、作業を実施するに当たっては、次の(1)～(8)を行うことが重要である。

- (1) 適正な作業計画の策定
- (2) 硫化水素濃度の測定の適正な実施
- (3) 有効な換気の実施
- (4) 必要に応じた空気呼吸器等・要求性能墜落制止用器具の着用
- (5) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の選任等
- (6) 異常な事態を把握するための措置の実施
- (7) 酸欠・硫化水素危険作業特別教育の実施
- (8) 二次災害の防止

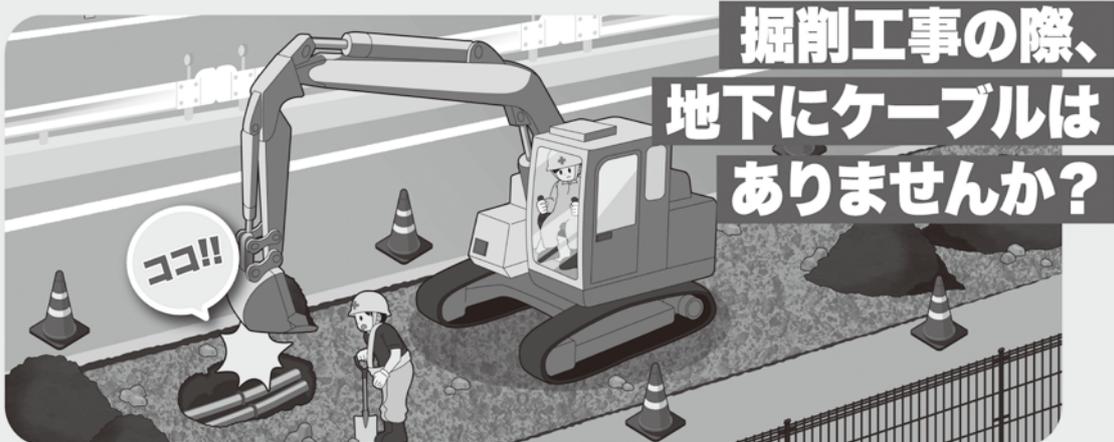
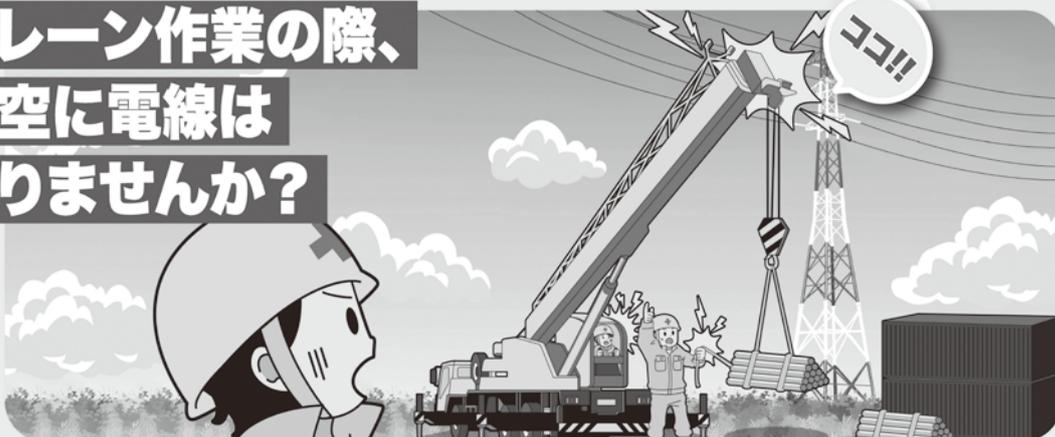
下水道管路等内作業での硫化水素中毒の事例(厚生労働省労働衛生課調べ)

災害発生場所	被災労働者数 (人)		災害概要
	死亡	休業	
マンホール内	0	1	豚のし尿等が流れ込むマンホール内で、底にたまった滞留物の除去作業を行っていたところ、意識を失ったところを発見され、休業したもの。
マンホール内	1	0	下水管詰まり解消のため、作業前の状況写真を撮影しようとしてマンホールの中に入った時、マンホール内に充満していた硫化水素を吸ってその場で座り込んで倒れ、被災、死亡したもの。
マンホール内	1	1	汚水圧送管の空気抜き弁を交換するため、マンホールピット内に3名が入り、空気抜き弁を取り外したところ、当該圧送管から漏れ出した硫化水素を吸引して2名が被災し、そのうちの1名が死亡したもの。
雨水枡内	1	0	雨水枡内で雨水枡の底に溜まった土砂を除去する作業を行っていたところ、雨水枡で発生した硫化水素を吸引し、死亡したもの。

工事の時はココに注意!!

上空の電線と地下ケーブルを必ず確認! 感電・停電を防いで安全な工事を!

**クレーン作業の際、
上空に電線は
ありませんか?**



» 工事の前に、中国電力ネットワークにご連絡ください。



» 電線付近で作業するときは、感電を防止するための安全措置を講じることが、事業者さまに義務付けられています。電線等への防護管の取付を希望される場合は、電力サポート中国へお申し込みください。



令和6年・令和7年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)
 広島労働局 (令和7年7月末)

事故の型別	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	崩壊倒壊	激突され	はさまれ巻き込まれ	切れこすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の接触	有害物との接触	感電	交通事故	動作の反動	その他	合計
令和6年	(1)																(1)
	54	24	9	9	4	6	24	10	5			2	2	5	16	1	171
令和7年	(2)									(1)							(3)
	53	17	5	10	7	15	14	12		1	3			7	15	1	160

() 内は、死亡で内数

令和6年・令和7年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)
 広島労働局 (令和7年7月末)

署別	全 産 業							建 設 業									
	令和6年			令和7年			増減数	令和6年			令和7年			対前年増減数	対前年増減率 (%)	建設業/全産業 (%)	
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計				
広島中央	2	573	575	3	514	517	-58	1	60	60		39	39	-21	-35.0	7.5	
呉		136	136		140	140	4		8	8		11	11	3	37.5	7.9	
福 山	5	378	383	1	339	340	-43		43	44		37	37	-7	-15.9	10.9	
三 原		126	126		114	114	-12		10	10		11	11	1	10.0	9.6	
尾 道		104	104		104	104			10	10		12	12	2	20.0	11.5	
三 次		142	142	2	94	96	-46		16	16	1	15	16			16.7	
広 島 北	1	204	205	2	226	228	23		10	10		17	17	7	70.0	7.5	
廿 日 市	1	168	169	2	168	170	1		13	13	2	15	17	4	30.8	10.0	
合 計	9	1,831	1,840	10	1,699	1,709	-131	1	170	171	3	157	160	-11	-6.4	9.4	

令和7年 建設業死亡災害発生状況

広島労働局 (令和7年7月末)

No.	発生日	業 種	職 種	性別	年齢	経験	事故の型	起因物	災 害 発 生 状 況
1	1月	建設業	とび工	男	20代	1年	墜落・転落	足場	橋の床板取替工事において、吊り足場を組み立てるため、足場材を当該足場内に搬入していたところ、つり足場とともに作業者が約20m下の山中に落下した。
2	1月	建設業	とび工	男	40代	19年	墜落・転落	足場	橋の床板取替工事において、吊り足場を組み立てるため、足場材を当該足場内に搬入していたところ、つり足場とともに作業者が約20m下の山中に落下した。
3	5月	建設業	管理者	男	50代	31年	おぼれ	水	ダムの点検作業を行っていたところ、足を滑らせ、斜面を転落し河川内で溺死した。

令和7年度講習計画 (令和7年9月～11月末までの計画)

講習名		実施場所	受付分会	開催日		
				9月	10月	11月
技能講習	足場の組立て等作業主任者	呉市	呉分会		23～24	
		福山市	福山分会		7～8	
		三原市	三原分会			26～27
	型枠支保工の組立て等作業主任者	広島市	県支部		28～29	
	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	広島市	県支部	16～18		17～19
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	広島市	県支部			25～26	
	福山市	福山分会	25～26			
特別教育・準じた教育	足場の組立て等特別教育	広島市	県支部		6	
		福山市	福山分会			14
		三原市	三原分会		29	
	自由研削と石取替え等業務	福山市	福山分会			18
	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	広島市	県支部		15	
		三原市	三原分会			11
振動工具取扱作業従事者	呉市	呉分会			7	
丸のこ等取扱い作業従事者	福山市	福山分会		20		
能力向上・安全衛生教育	現場管理者統括管理	広島市	広島分会		29	
		三次市	三次分会	30		
	足場の組立て等作業主任者能力向上(定期)教育	広島市	県支部			5
		呉市	呉分会	24		
	施工管理者のための足場点検実務者研修	広島市	県支部			5
		呉市	呉分会	24		
		福山市	福山分会		17	
	職長・安全衛生責任者教育	広島市	広島分会	18～19		19～20
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	広島市	県支部	25		
	斜面の点検者に対する安全教育	呉市	呉分会			13
安全衛生推進者能力向上教育(初任時)	福山市	福山分会			12	
建設工事に従事する労働者のための教育「建設従事者教育」(6時間)	広島市	県支部	*要請により、随時実施			

※受付状況等の詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。
 なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。



令和7年度登録講習計画 (令和7年11月～令和8年1月末までの計画)

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)	実施場所	受付	11月	12月	1月
	広島市	県支部		12～13	16～17

※「建築物石綿含有建材調査者講習」の申込みの受付開始日は開催日の2ヶ月前の当日です。
 (但し、土・日・祝日の場合は翌営業日とします。)

詳細は建災防広島県支部のホームページにてご確認ください。

<https://www.jcosh-hiroshima.jp/>

建災防広島県支部(082)228-8250

広島県支部各分会

広島分会(082)228-8252 三原分会(0848)63-9920 三次分会(0824)62-4391
 呉分会(0823)22-6886 尾道分会(0848)22-8918 廿日市分会(0829)31-0196
 福山分会(084)924-4320